

浜松市規則第 2 1 号

浜松市春野福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市春野福祉センター条例施行規則（平成 1 7 年浜松市規則第 2 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用許可の申請) 第 3 条 条例第 1 1 条の規定により浜松市春野福祉センター（以下「センター」という。）の施設の利用（浴室及びリハビリコーナーの利用を除く。）の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について文書等により指定管理者に申請しなければならない。 (1)～(8) (略) 2 (略)	(利用許可の申請) 第 3 条 条例第 1 1 条の規定により浜松市春野福祉センター（以下「センター」という。）の施設の利用（浴室の利用を除く。）の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について文書等により指定管理者に申請しなければならない。 (1)～(8) (略) 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(あらし)

この規則は、浜松市春野福祉センター条例の一部改正に伴い、リハビリコーナーに係る規定を削るものです。